

韓国，日本，ブラジル，米国の環境教育に関連した法律の比較研究 Comparative Analysis of the Environmental Education Related Laws and Act in Republic of Korea, Japan, Brazil and the United States

太田絵里*

OTA Eri*

*財団法人地球環境戦略研究機関

[要約] 本研究は、韓国，日本，ブラジル，米国の4カ国の環境教育に関連した法律について比較分析したものである。分析にあたり、法律の設立背景と過程、目的、内容、国の環境政策との関連性に着目し、政府が発行する報告やウェブサイト等を用いて文献調査を行った。その結果、以下の点が明らかになった。4カ国共に、社会の環境問題に対する意識の高まりが、法律設立の背景の一つとしてあげられ、環境に関連したその他の法律の設立後に環境教育に関連した法律が設立されている。さらに4カ国は全て、環境教育の質及び普及を重視している。また、ブラジル、日本、韓国は、国際的な環境政策、環境教育政策に影響を受けている。さらに米国以外の3カ国は、国の環境政策の基本的な枠組みの中に環境教育を位置付けている。韓国及び日本は持続可能な社会の構築を法律の目的として含めている。ブラジルと日本は、参加と協働を重要視している。

[キーワード] 環境政策，環境教育法，環境教育の質，環境教育の普及，参加，協働

1. はじめに

1972年の国連人間環境会議の宣言の第19章に環境教育に関連した項目が含まれて以来、環境政策の一環としての環境教育の重要性が世界的に認識されている。国際的な環境政策や環境教育政策に関する議論や制度的枠組みの中で重要視されているのは、持続可能な社会を構築するための法制度、経済システム、技術開発の必要性と共に、市民の意識を高めるツールとしての環境教育の役割である。国際的にも国内でも環境教育は環境に対する取組の一環として発展してきたが、その発展方法は、国によって異なる。発展方法の一つとして、環境教育を法制度として実施することが挙げられる。この方法を実行しているのは、韓国、日本、ブラジル、米国の4カ国である。本4カ国における環境教育に関連した法律の成立は、4カ国の政府が環境教育を国の政策として重要視している表れであると解釈することができる。環境教育に関連した法についての研究は、法律の内容やその制作過程に関

するものが存在する（例えば、阿部，1992，元，2008など）が、個別の国の法律について比較分析したものは存在しない。しかしながら、4カ国の環境教育に関連した法律の比較からは、4カ国の法律が重要視する事項等の把握が可能となり、今後各国が環境教育を政策的に発展させていく際の参考になると考えられる。

2. 研究目的及び方法

そこで、本研究は、韓国、日本、ブラジル、米国の4カ国の環境教育に関連した法律について比較し、4カ国または複数国における共通点を見出すことで、環境教育を政策的に実施する際に重要視すべき事項を検討することを目的とする。

研究の方法としては、上記4ヶ国の環境教育に関連した法律を(1)設立の背景と過程、(2)目的、(3)内容、(4)国の環境政策との関連性の4点について把握し、その上でそれぞれの法律の特徴を考察した。その後、4カ国におけ

る共通点、相違点を分析し環境教育政策において重要であると考えられる項目を検討した。

(1)法律の設立と背景に関しては、報告書や政府のウェブサイト等から成立過程を把握した。(2)目的及び(3)内容は法律の条文からその中身を確認した。その際、韓国の法律に関しては和約(元, 2008)を閲覧し、日本、米国の法律に関しては、原文を関連政府機関のウェブサイトより取得し、ブラジルの法律に関しては、政府ウェブサイトより取得した原文を英訳ソフトを用いて翻訳し、その内容を把握した。(4)国の環境政策との関連性は、政府のウェブサイトからその国の環境政策の枠組みを概観し、環境教育の位置づけを確認した。

3. 結果

3.1 韓国の環境教育振興法について

(1)設立の背景と過程

韓国では、1980年代より米国の環境教育法を参考として環境教育を普及するための法的措置の必要性が掲げられていたが、本格的な準備活動が開始されたのは2000年代になってからである(元, 2008)。1990年代以降、韓国政府がローカルアジェンダ21や持続可能な開発のための教育の10年を支持し、公共機関や自治体、NGO等が環境教育活動を個別に推奨する中で、その質的保証が問われるようになった(Lee, 2006)。2000年代には韓国政府環境部、環境教育学会、環境NGO等が環境教育に関連した法整備を推進するための会合を複数回開催し、一度の廃案後、国会議員の発案の元、国会審議を経て「環境教育振興法」が2008年3月に制定された(元, 2008)。

(2) 目的

本法律の目的は、第一条に「この法は、環境教育の振興に必要な事項を定め、環境教育を活性化し、人間と自然が調和することによって、国家と地域社会の持続可能な発展へ寄与することを目的とする。」と明記されている。

(3) 内容

上記の目的を実現するために、本法律は、社会の主体ごとの責務を定めている。さらに、関係中央行政機関間の協議により5年ごとに環境教育総合計画の樹立を定め、市・道レベルにおいても5年毎の地域環境計画の策定を義務付け、国家及び地方自治体に社会環境教育の振興のための施策の推進を求めるなど、環境教育活動の計画的な普及を目指している。本法律はまた、環境教育の指導者に資格を与え、指導者養成機関を指定し、プログラムに対して認証制度を設け、環境教育センターの指定に関しての詳細を明記している。

(4) 国の環境政策との関連性

1990年に成立した環境政策枠組条例では、1999年以降第16条に環境教育に関連した内容が含まれており、中央政府と地方政府に環境保全に対する理解を推進し、市民の自発的な参加を推奨する政策の実施を奨励している。さらに、2005年に採択された国家持続可能な開発戦略(2006-2010)では、持続可能な開発のための教育に関する制度化に関する章が設けられている。

韓国の環境教育推進法の特徴として、国レベル、地方レベルでの環境教育の実施計画が求められていることから、計画的な環境教育活動の推進を重要視していると言える。また、様々な対象に対して資格や認証制度を設けており、環境教育の質の確保を本法律の目標の一つとしている。

3.2 日本の環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律について

(1) 設立の背景と過程

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットに代表される1990年代の世界的な環境保全運動の高まりを背景に、日本国内において環境教育の政策的実施が強化され始めた。具体的には、1991年には文部科学省により学校教育における環境教育を推進するための環境教育指導資料が発行さ

れ、1990年代には環境基本法や環境行動計画に環境教育に関連した項目が含まれた。これらの基盤の整備を基に、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて「持続可能な開発のための教育の10年」の開始を日本政府が提唱する等、環境教育の政策的な実施の重要性の高まりを受け、2003年6月に、議員立法により本法律が制定された（鈴木、2005）。

(2) 目的

本法律は、第1条に持続可能な社会を構築する上での環境教育の重要性を示した上で、環境教育の基本理念や社会の主体の責務を定め、基本方針や環境教育の推進に必要な事項を定めると示されており、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

(3) 内容

上記の目標を達成するために、本法は、国民、民間団体等、国、地方公共団体という、社会を構成する各主体がそれぞれ行うべき責務を示している。また、本法律は、環境大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の連携による基本方針の作成を求め、それを基にした方針、計画等の作成を都道府県及び市町村に求めている。さらに、環境教育の内容及び方法についての調査研究に基づく環境教育の改善、人材認定事業の登録を定めている。本法では加えて各主体に対して環境教育に関する情報提供、体制の整備、場所の提供等に関する措置が記されている。本法律では、国に対して協働取組の在り方の周知も求めている。

(4) 国の環境政策との関連性

環境基本法の第25条には、1993年より、環境教育の条文が含まれている。また、1994年に閣議決定得された環境基本計画では、持続可能なライフスタイルと経済システムを実現するための環境教育の推進が含まれている。さらに、2006年度より、教育基本法には生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与

する態度を養うことと記されている。

本法律の特徴は、社会の構成主体の個別の役割を明確化し、環境教育実施のための様々な措置を求めることで、環境教育の推進に向け、社会の様々な主体の参加を促していることである。さらに、中央政府が作成した基本方針を基礎とし、都道府県に対して環境教育活動の実施計画の策定を求めていることから、環境教育活動の政策的な普及を重要視していると言える。また、本法律は環境教育の研究や人材認定事業の登録に関しての記述が存在することから、環境教育の質に関しても重要視していることが理解できる。

3.3 ブラジルの環境教育法について

(1) 設立の背景と過程

1973年に環境特別事務局が設置され、環境教育部が置かれて以来、ブラジルは環境教育の政策的普及に努め、1980年代には環境教育は国家政策の中に位置付けられた。具体的には、1981年には連邦法6938/81において、環境教育をすべての教育に含めることが求められ、1983年に環境教育のガイドラインが国家環境評議会により発行され、1988年に環境教育の推進が国家憲法の225条に含められた。1990年代には政府機関の中に環境教育部や環境教育センターが設立され、政府支援による環境教育プログラムや環境教育のカリキュラムの評価基準が開発される等環境教育の質的量的普及が行われ、1999年に環境教育法が設立された（Padua, 2006）。

(2) 目的

本法の目的は、現在及び将来世代のために環境が保全され、社会の全ての構成員が責任ある行動の実施を推奨することである。

(3) 内容

本法律は、国家の教育として環境教育の実施を義務付け、環境教育を政策的に実施するために教育機関、環境問題を扱う政府機関、マスメディア、民間団体、及び社会全体の役割を定めている。本法律ではまた、環境教育

の基本原則や目的が明記されている。さらに、本法律は、学校教育及び学校教育の双方において環境教育が実施され、人材育成、研究教材開発が推奨されるべきであると示されている。本法律は 8 条からなる比較的短いものであるが、市民が環境問題の相互関連性を理解すること、関連した情報を普及させること、環境及び社会の課題に対する市民の意識を高めること、社会すべての主体の参加を推奨すること、科学と技術の融合を強化させること、国内、地域、国際協力により持続可能な社会を構築すること等、環境教育の目的が詳細に述べられている。

(4) 国の環境政策との関連性

前述の通り、本法律が成立される以前の 1981 年に、連邦法は、環境教育を全ての教育段階に含めると定めている。また、1988 年より憲法 225 条には、環境教育が含まれている。

ブラジルの環境教育法の特徴としては、環境教育を環境政策の一部として、早い段階からまず位置付け、その後実施の詳細を策定していることが挙げられる。また、本法律は、環境問題と社会経済の側面の融合を強調し、市民意識の向上や参加を明確に示しており、国際的な環境政策及び環境教育政策に大きく影響されていると考えられる。

3.4 米国の環境教育法について

(1) 設立の背景と過程

米国の環境教育法は世界で最初に制定された環境教育に関連した法律である。本法は、環境保護団体の活動、マスメディアの環境問題の取り上げの活発化、レイチャル・カールソンの沈黙の春に代表される環境問題に警告を鳴らす専門書の出版等による 1960 年代の市民の環境問題への意識の高まりが制定の背景の一つにあるとされる。もう一つの理由としては、国家戦略としての科学教育の普及を含む中央政府の州政府に対する教育政策への介入があげられる。さらに 1969 年に国家環境政策法が制定される等、環境に関連した法

律の制定に伴い、1970 年のニクソン政権下、米国連邦は国家環境教育法を制定した。本法律は一度 1977 年に廃止され、1990 年に新環境教育条例として再設定された(阿部, 1992, McCrea, 2006)。

(2) 目的

1970 年に制定された法律の目的は、全ての市民に対する環境リテラシーの育成であるとされている。

(3) 内容

1970 年の環境教育法では、米国保健教育福祉省の中に環境教育の事務所を創立すること及び環境教育に関連したカリキュラムと指導者に対して助成金を設立することが含まれた。1990 年に成立された新環境教育法では、1970 年の環境教育法の内容を基本としつつ、環境教育推進のための具体的なプログラムがさらに追加された。新しい法では、環境教育事務所が国家環境保全庁内に設立された。加えて、環境教育の専門家を育成するための環境教育研修プログラムの開発、環境教育助成金の支給、インターンシップ、フェローシップ、表彰制度の設立、環境教育諮問委員会と環境教育特別委員会の創立、全米環境教育研修財団の設立が明記されている。

(4) 国の環境政策との関連性

米国の環境政策において、本法律以外に環境教育に関連した文章は記されていない。

米国の環境教育法は、社会政策の基礎として、環境リテラシーの構築を目標としたことで、個人の環境意識の重要性を示したと言える。また、本法律は、表彰制度を設置し、2 つの委員会や財団設置する等、環境教育の質を重要視している。また、環境教育活動に対する助成金を与えることで、環境教育活動の普及に貢献したと言えるであろう。

3.5 まとめ

4 カ国の環境教育法を比較した結果、4 カ国に共通していたものとしては、次の 4 点が挙げられる。第一に、社会の環境問題に対す

る意識の高まりが、法律設立の背景として挙げられる。第二に、環境教育法は、環境に関連したその他の法律の制定の後に設立されている。第三に、韓国及び日本においては環境教育の実施計画の策定が求められ、ブラジルでは学校教育及び学校外教育における環境教育の普及が明記され、また、アメリカの法律では助成金制度が設けていることから、4カ国全てにおいて環境教育活動の普及に力を入れていることが分かる。第四に、韓国は、様々な対象に対して資格や認証制度を設けており、日本の法律は調査研究に基づく環境教育の改善、人材認定事業の登録を定めている。また、ブラジルの法律においては人材育成、研究教材開発が推奨されるべきであると示されている。さらに、米国の法律は、環境教育諮問委員会、表彰制度、助成制度等を設けている。このことから4カ国共に環境教育の質を重要視しているといえる。

複数の国に共通していた点として、以下を挙げる。第一に、米国以外の3カ国は、国際的な環境政策、環境教育政策に影響を受け、国内の環境政策が制定されている。第二に、米国以外の3カ国は、その他の大きな環境政策の枠組みの中に環境教育を位置づけ、なおかつ環境教育に特化した法を成立することで、環境教育を国の環境政策の一部として位置付けている。第三に、韓国及び日本の法律はその目標に持続可能な社会の構築が掲げられており、環境教育が持続可能な社会構築において重要な役割を果たすことが認識されている。第四に、ブラジルの法律では、社会の全ての主体の参加を推奨しており、日本は環境教育活動の実施においてそれぞれの主体の役割を明確にしていることから、ブラジルと日本は、市民参加と協働を重要視していると言える。

4カ国の環境教育に関連した法律の比較分析から、環境教育を政策的に実施するための重点項目として、次の4点を挙げる。一つ目は、政策的枠組みである。環境教育を政策的

表1：各国の環境教育に関連した法律の共通点

	韓国	日本	ブラジル	米国
社会的な環境意識の高まりが制定の背景の一つである。	✓	✓	✓	✓
環境に関連した他の法律の制定後に設立されている	✓	✓	✓	✓
国際的な環境政策、環境教育政策の流れに影響を受けている。	✓	✓	✓	
包括的な環境政策の中で位置付けられている。	✓	✓	✓	
持続可能な社会の構築を大きな目標としている。	✓	✓		
環境教育の質の向上を重視している。	✓	✓	✓	✓
環境教育の普及を重視している。	✓	✓	✓	✓
社会の主体の参加を重要視している。		✓	✓	

に実施するためには、包括的な環境政策の一環として位置付けることが重要である。第二点は、環境教育の質である。効果的な環境教育を実施するためには、一定の質の確保が必要であると考えられる。第三点目は、質の高い環境教育プログラムの普及である。環境教育の実施には、人材、資金、フィールド等多くの資源を必要とすることから、その実施を保証するための政策的措置も必要であると考えられる。第四点目は、参加と協働である。現在の環境問題の特徴を考慮すれば、社会すべての主体が持続可能な社会を構築するための協働作業が必要であり、環境教育法でもこの点を強調することが重要である。

4. 考察

世界各国で環境教育が活発的に実施されている現状を鑑みれば、環境教育を法的に位置付けるだけが環境教育の政策的な充実を図るものではないと考えられる。しかしながら、環境教育に関連した法律の存在は、国の政府が環境教育を政策の一環として位置付け、学校教育及び学校教育における計画的な実施がある程度保証されることで、市民の意識を向上させ、社会すべての主体の参加による持続可能な社会の構築のための一助となることが可能となるであろう。また、全ての国民が環境教育を受けることが保証されているわけではないという環境教育の自主性と、環境教育を受けたもの全ての意識が高まり、環境保全に関連した行動をとるわけではないという環境教育の効果の限界を考慮すれば、環境教育で高まった意識が日常レベルや社会レベルでの環境配慮行動に結びつくためには、環境教育の政策的な実施のみならず、市民の意識を政策にまで反映できる社会的な仕組みが必要である。環境教育はその効果が反映されるまでには長期的な期間を有するとされるが、環境教育を政策的に位置付け、質、量共に環境教育活動が充実され、市民の環境意識が高まり、政策への反映が可能となれば、持続可能な社会構築のための一助として機能することが期待できる。

参考文献・引用文献

Bearden, David. M. (2006) "National Environmental Education Act of 1990: Overview, Implementation, and Reauthorization Issues", *CRS Report for Congress*, Congressional Research Service, The Library of Congress, Washington, D.C.
Korea Legislation Research Institute (1997), *Framework Act on Environmental Policy*
<http://www.asianlii.org/kr/legis/laws/faoep372/>
(2008年7月閲覧)

Lee Sun-Kyung (2006) "Reflecting and Rethinking Environmental Education Research in Korea", *Environmental Education*, No. 3, Jun 2006,34-40.

Lei N - 9.795, de 27 de abril de 1999

McCrea Edward J.

www.naaee.org/about-naaee/history-final-3-15-06.pdf (2008年7月閲覧)

Office of Environmental Education (1971) *Environmental Education Act (Public Law 91-516). Handbook on Preparing Proposals*. Education Resources Information Centre, Office of Education (DHEW), Washington, DC.

Padua, Suzana Machado (2006) *The Importance of Environmental Education in the Protection of the Biodiversity of Brazil*, <http://www.mre.gov.br/dc/english/textos/revistasing9-mat7.pdf> (2008年7月閲覧)

P.L 101-619.

P.L. 91-516.

Presidential Commission on sustainable Development (2006) *Republic of Korea 2006-2010 National Strategy for Sustainable Development of the Republic of Korea*, Seoul
United States Environmental Protection Agency, The National Environmental Policy Act of 1969, as amended,
<http://www.epa.gov/compliance/nepa/>
(2008年7月閲覧)

環境基本法 (平成5年11月19日法律第91号)

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (平成15年7月25日法律第130号)

教育基本法 (平成18年法律第120号)

阿部治 (1992) 「アメリカにおける環境教育の歴史と現状—その1—行政の取組を中心として—」『埼玉大学紀要』第41巻第1号 107-116頁

元鍾彬 (2008) 「韓国の環境教育振興法—その設立経緯, 条文, 特色—」『環境教育』Vol. 18, No.1, Jul 2008, 106-113頁

鈴木恒夫編 (2005) 『環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本』, 中央法規